

ヘルプカードを発行します

ヘルプカードは、障害をお持ちの方など配慮が必要な方が、緊急連絡先や必要な支援などを記入して携帯し、困ったときに提示することで支援を受けやすくするためのカードです。現在配布中の「携帯版 安心・安全カード」も引き続き利用できますが、切り替えをお勧めします。



- ▶ **配布場所** 福祉課、南河原支所、行田市社会福祉協議会(総合福祉会館「やすらぎの里」)
※市ホームページからダウンロード可
- ▶ **対象** 障害者手帳をお持ちの方など、配慮が必要な方(利用に当たり、登録などは必要ありません)
- ▶ **費用** 無料※ケース、ストラップなどは必要に応じて各自ご用意ください。
- ▶ **問い合わせ** 同課障害福祉担当(内線266)

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

特別障害者手当

- ▶ **支給額** 月額26,810円
- ▶ **対象** 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な方
※施設に入所中の方や3カ月以上継続して入院している方は受けられません。

障害児福祉手当

- ▶ **支給額** 月額14,580円
- ▶ **対象** 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。
- ▶ **その他**
 - 申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても手当の対象外になる場合があります。
 - いずれの手当にも所得制限があります。
- ▶ **問い合わせ** 福祉課障害福祉担当(内線258・265)

特定健診未受診者の方へ電話での受診案内を実施します

本市の特定健診の受診率は平成27年度34.5パーセントと県平均(38.6パーセント)より低い状況です。そのため特定健診の受診率向上を目指し、受診勧奨事業を実施しています。

今年度、まだ受診が確認できていない方を対象に、市が委託した業者のオペレーターから電話での受診案内を行います。年に一度は健診を受診し、自身の健康チェックをお願いします。

- ▶ **実施期間** 11月1日(水)～30日(木)
- ▶ **実施時間** 【月～金曜日】午前9時30分～午後6時、【土・日曜日】午前9時30分～午後7時
- ▶ **対象** 平成29年4月1日現在、行田市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方で、今年度まだ受診が確認できていない方
- ▶ **電話勧奨委託業者** 株式会社 名豊
- ▶ **注意**
 - 受診勧奨の電話は、特定健診の受診状況や受診されていない理由などについてお伺いするもので、電話で銀行口座を尋ねることや金銭の振り込みを依頼することは絶対にありません。
 - 事業の実施に当たり必要な個人情報は、業務目的以外に利用したり、第三者へ提供したりすることはありません。
 - 健診を受診済みまたは予約済みの方、行田市国民健康保険の被保険者でなくなった方は、受診された時期や手続きされた時期によって電話連絡する場合がありますので、ご了承ください。
- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

北埼玉地域精神保健福祉講演会「ひとりぼっちをなくそうin 羽生～一緒に想いを語りませんか～」

- ▶ **日時** 11月24日(金)午後1時～4時(午後0時30分開場)
- ▶ **場所** 羽生市民プラザ2階大会議室(羽生市中央3-7-5)
- ▶ **内容** 当事者による体験発表、グループごとの交流会など
- ▶ **対象** 精神障がいのある方とその家族、精神保健福祉に関心のある方
- ▶ **定員** 100人(先着順)
- ▶ **主催** 埼玉県精神障害者団体連合会(ポプリ)
- ▶ **共催** 北埼玉地域障がい者支援協議会
- ▶ **その他** 事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。
- ▶ **問い合わせ** 福祉課障害福祉担当(内線266)

高齢者福祉サービスを紹介します

市では、高齢者の皆さんの健康保持や日常生活を支援するため、さまざまなサービスを実施しています。今回はその中から、代表的なものを紹介します。
※いずれのサービスも、世帯の課税状況などにより給付の水準などが異なる場合があります。

①乳酸飲料などの配達サービス

乳酸飲料などを自宅へ配達するとともに、安否の確認を兼ねた見守りサービスです。

- ▶ **対象**
 - ① 65歳～74歳の一人暮らしの方で、身体的理由などにより見守りが必要な方
 - ② 75歳以上の一人暮らしの方
※いずれも見守りが行われている、または見守りを目的とした他のサービスを受給している場合は対象外
- ▶ **利用者負担** 無料
- ▶ **配達** 週3回(月・水・金)・3本(隔日)

②配食サービス

栄養バランスのとれた食事を配達することにより、健康の保持・増進に寄与するとともに、安否の確認を兼ねた見守りサービスです。また、糖尿病の方にも対応しています。

- ▶ **対象** 65歳以上で構成される世帯で、自ら食事の用意をすることが困難で他の方からも食事の提供を受けられない状況にある方
- ▶ **利用者負担** 1食当たり400円
- ▶ **配達** 1人当たり週4食(土・日曜日を含む)まで
※希望の曜日と昼・夕食のいずれかを選択できます。

③在宅高齢者緊急通報システムサービス

自宅に設置された緊急通報装置を使用して緊急通報センターに通報し、救助を速やかに受けられるようにすることで、日常生活上の不安などを和らげ、安心感を得ることのできるサービスです。

- ▶ **対象** 同一敷地内に親族がいない65歳以上の一人暮らしの方など
※自宅に固定電話が設置されている方に限ります。
- ▶ **利用者負担** 設置に必要な額の1割など

④紙おむつの給付(宅配)サービス

紙おむつを配達することにより、本人および家族の精神的・経済的負担を軽減するサービスです。

- ▶ **対象** 要介護3以上の方で、現在、在宅で介護を受けている方
- ▶ **給付上限額** 【住民税課税世帯】3,500円+消費税等相当額【住民税非課税世帯】6,000円+消費税相当額
※給付上限額を超えた場合は、その差額は利用者の負担となります。
- ▶ **配達** 委託業者が自宅へ毎月配送

⑤介護者手当の支給

重度の要介護認定を受けた方を在宅で介護されている方に手当を支給しています。

- ▶ **対象** 市内に住民票がある要介護4または要介護5の認定を受けた状態が6カ月以上継続している方を、現在在宅で介護されている行田市に住民票がある方※一定の基準あり
- ▶ **支給額** 月5,000円(支給は4月・8月・12月)

⑥安心・安全情報キットの配布

かかりつけ医や服用薬などの医療情報、緊急連絡先などを記入した用紙をペットボトル容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管するもので救急隊員の迅速かつ適切な処置につなげるものです。

- ▶ **対象** おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみ世帯の方、日中独居の方など
- ▶ **利用者負担** 無料
- ▶ **配布物** 安心・安全情報キット一式(ペットボトル容器1本、安心・安全情報シート2枚、ステッカー2枚)および説明文
- ▶ **その他** シートは2枚配布します。1枚を市に提出していただければ、緊急時の情報として活用します。※提出は任意です。

⑦徘徊高齢者等早期発見シールの配布

認知症により著しい徘徊行動が見られる高齢者などが所在不明になった場合に、その方の早期発見と事故の防止を図るとともに、家族の精神的負担の軽減を図るため、「徘徊高齢者等早期発見シール」を配布します。

- ▶ **対象** おおむね65歳以上の方のうち、認知症などにより徘徊のおそれがある方

⑧地域包括支援センターによる総合相談事業

市内に4カ所ある地域包括支援センターでは、高齢者の方々に対し介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談を受け付けています。また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を法的に支援する「成年後見制度」についても相談することができます。

地域包括支援センター一覧

名称	担当地区	電話番号
地域包括支援センター 緑風苑	北河原・須加・長野・佐間	557-3611
地域包括支援センター まさば園	行田・荒木・星河・星宮・南河原	550-1777
地域包括支援センター 社幸会	太井・持田・下忍	552-1123
地域包括支援センター ぶあみいゆ	忍・太田・埼玉	558-0088

- ▶ **問い合わせ** 高齢者福祉課(内線223・278)